

7年以下の懲役・禁錮を法定刑とする刑法の罪

(内乱等幫助)

第79条 兵器，資金若しくは食糧を供給し，又はその他の行為により，前2条の罪を幫助した者は，7年以下の禁錮に処する。

参考

(内乱)

第77条 国の統治機構を破壊し，又はその領土において国権を排除して権力を行使し，その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をした者は，内乱の罪とし，次の区別に従って処断する。

- 一 首謀者は，死刑又は無期禁錮に処する。
 - 二 謀議に参与し，又は群衆を指揮した者は無期又は3年以上の禁錮に処し，その他諸般の職務に従事した者は1年以上10年以下の禁錮に処する。
 - 三 付和随行し，その他単に暴動に参加した者は，3年以下の禁錮に処する。
- 2 前項の罪の未遂は，罰する。ただし，同項第3号に規定する者については，この限りでない。

(予備及び陰謀)

第78条 内乱の予備又は陰謀をした者は，1年以上10年以下の禁錮に処する。

(騒乱)

第106条 多衆で集合して暴行又は脅迫をした者は，騒乱の罪とし，次の区別に従って処断する。

- 一 首謀者は，1年以上10年以下の懲役又は禁錮に処する。
- 二 他人を指揮し，又は他人に率先して勢いを助けた者は，6月以上7年以下の懲役又は禁錮に処する。
- 三 付和随行した者は，10万円以下の罰金に処する。

(非現住建造物等放火)

第109条 放火して，現に人が住居に使用せず，かつ，現に人がいない建造物，艦船又は鉱坑を焼損した者は，2年以上の有期懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは，6月以上7年以下の懲役に処する。ただし，公共の危険を生じなかったときは，罰しない。

(激発物破裂)

第117条 火薬，ボイラーその他の激発すべき物を破裂させて，第10

8条に規定する物又は他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した者は、放火の例による。第109条に規定する物であって自己の所有に係るもの又は第110条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた者も、同様とする。

2 前項の行為が過失によるときは、失火の例による。

参考

(現住建造物等放火)

第108条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、自動車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する。

(非現住建造物等放火)

第109条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、2年以上の有期懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、6月以上7年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかったときは、罰しない。

(建造物等以外放火)

第110条 放火して、前2条に規定する物以外の物を焼損し、よって公共の危険を生じさせた者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(あへん煙輸入等)

第136条 あへん煙を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、6月以上7年以下の懲役に処する。

(あへん煙吸食及び場所提供)

第139条 あへん煙を吸食した者は、3年以下の懲役に処する。

2 あへん煙の吸食のため建物又は室を提供して利益を図った者は、6月以上7年以下の懲役に処する。

(水道汚染)

第143条 水道により公衆に供給する飲料の浄水又はその水源を汚染し、よって使用することができないようにした者は、6月以上7年以下の懲役に処する。

(特別公務員暴行陵虐)

第195条 裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の者に

対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、7年以下の懲役又は禁錮に処する。

- 2 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときも、前項と同様とする。

(収賄、受託収賄及び事前収賄)

第197条 公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、7年以下の懲役に処する。

- 2 公務員になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員となった場合において、5年以下の懲役に処する。

(自殺関与及び同意殺人)

第202条 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6月以上7年以下の懲役又は禁錮に処する。

(業務上墮胎及び同致死傷)

第214条 医師、助産師、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させたときは、3月以上5年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させたときは、6月以上7年以下の懲役に処する。

(不同意墮胎)

第215条 女子の囑託を受けないで、又はその承諾を得ないで墮胎させた者は、6月以上7年以下の懲役に処する。

- 2 前項の罪の未遂は、罰する。

(逮捕及び監禁)

第220条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

(未成年者略取及び誘拐)

第 2 2 4 条 未成年者を略取し，又は誘拐した者は，3 月以上 7 年以下の懲役に処する。

(人身売買)

第 2 2 6 条の 2 人を買収した者は，3 月以上 5 年以下の懲役に処する。

2 未成年者を買収した者は，3 月以上 7 年以下の懲役に処する。

3 営利，わいせつ，結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で，人を買収した者は，1 年以上 1 0 年以下の懲役に処する。

4 人を売り渡した者も，前項と同様とする。

5 所在国外に移送する目的で，人を売買した者は，2 年以上の有期懲役に処する。

(被略取者引渡し等)

第 2 2 7 条 第 2 2 4 条，第 2 2 5 条又は前 3 条の罪を犯した者を幫助する目的で，略取され，誘拐され，又は売買された者を引き渡し，収受し，輸送し，蔵匿し，又は隠避させた者は，3 月以上 5 年以下の懲役に処する。

2 第 2 2 5 条の 2 第 1 項の罪を犯した者を幫助する目的で，略取され又は誘拐された者を引き渡し，収受し，輸送し，蔵匿し，又は隠避させた者は，1 年以上 1 0 年以下の懲役に処する。

3 営利，わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で，略取され，誘拐され，又は売買された者を引き渡し，収受し，輸送し，又は蔵匿した者は，6 月以上 7 年以下の懲役に処する。

4 第 2 2 5 条の 2 第 1 項の目的で，略取され又は誘拐された者を収受した者は，2 年以上の有期懲役に処する。略取され又は誘拐された者を収受した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて，その財物を交付させ，又はこれを要求する行為をしたときも，同様とする。

(公用文書等毀棄)

第 2 5 8 条 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は，3 月以上 7 年以下の懲役に処する。